

# ギデンズのウェーバー研究

— 社会理論の中心問題 —

宮 本 孝 二

キーワード：ギデンズ， ウェーバー， パワー， 資本主義， 国民国家

はじめに

第1節 ウェーバー社会理論の全体像

第2節 ウェーバーの政治学と社会理論

第3節 ギデンズ社会理論の展開とウェーバー研究

おわりに

## はじめに

筆者は35年前に修士論文でアンソニー・ギデンズの著作を取り上げて以来、ギデンズ研究を継続し、『ギデンズの社会理論』（宮本，1998）を上梓し、その後もいくつかの論文を執筆してきた。しかし、宮本（1998）においてはギデンズ社会理論の全体像と可能性に焦点を合わせたため、ギデンズが研究した個々の社会学者について丁寧な検討をすることができず、その後もその課題を十分に果たさないまま今日に至ってしまった。そこで新たに「ギデンズと社会学者たち」という研究プロジェクトを開始し、順次ギデンズの世界社会学者研究について内容を明らかにしていくことにした。ウェーバー研究を取り上げる本稿はその第一弾である。

本稿では、まず第1節において、『資本主義と近代社会理論』（Giddens, 1971=1977）に収録されたウェーバー研究を紹介したい。そこには60年代を通じて若き日のギデンズがウェーバーの膨大な著作に取り組み、その社会理論の全体像を把握せんとして積み重ねた努力の成果が示されている。初期著作から始まり、プロテスタンティズムと資本主義、方法論に関する諸論文、社会学の基礎概念、宗教の合理化と西欧資本主義に至るまで、ウェーバー社会理論が丁寧に紹介され、その上で主としてマルクスとの比較検討を通して、ウェーバー社会理論の意義が明示される。

次に第2節では、『ウェーバーの思想における政治と社会学』（Giddens, 1972=1988）において、60年代から70年代にかけてのウェーバー研究界に生じていた論争、すなわちウェーバーの政治的イデオロギーや政治的主張の解釈と評価、また、それと社会理論との関係をめぐる論争を受けて、ギデンズが示した独自の立場と見解を紹介したい。ウェーバーの政治的著作の主要テーマを概観し、それが社会理論に与えた影響、そして構築された社会理論が逆に政治的見解に与えた影響が簡潔に指摘される。

そして最後に第3節において、ギデンズがウェーバー社会理論の研究を基礎に、どのように自らの社会理論を構築していったか、その展開過程を明らかにしたい。まず階級とエリートの理論が構築され、次にパワー概念を基軸にした構造化理論や理念型の議論の流れを受けた二段階の解釈学が提示され、その後、80年代の国民国家論、そして90年代半ば以降の第三の道論と続くギデンズの世界社会理論の展開過程において、ウェーバー研究の成果がいかに関与されたかを解明したい。なお、ウェーバー研究という世界においてギデンズのそれを位置づけ評価することは、筆者の能力を大きく超えているため、本稿では取り扱ってはいないことをあらかじめお断りしておきたい。

## 第1節 ウェーバー社会理論の全体像

ギデンズの『資本主義と近代社会理論』は、マルクスとデュルケムと

ウェーバーの社会理論の内容を総括した上で、それらを比較分析している。第9章から12章までの4つの章がウェーバー社会理論の紹介にあてられており、プロテスタンティズムの倫理と資本主義、方法論に関する諸論文、社会学の基礎概念、宗教の合理化と西欧資本主義という順序で手際よく説明され、第13章から15章までの3つの章においてマルクスの影響力、宗教とイデオロギー、社会的分化と分業という3つの視点から、デュルケムとウェーバーという二人の社会理論について総括が行われる。

第9章は、ウェーバーの初期著作の紹介から始まる<sup>1)</sup>。経済史の若き研究者としての学術論文は、中世イタリアや古代ローマの経済と法律の関連をテーマとし、経済活動の合理性の誕生や成長を明らかにしようと試みた歴史的研究であった。また、当時の東エルベ地方の農業経済の調査にも参加し、ドイツ帝国の成立を主導した土地貴族であるユンカーが支配しているドイツ東部に、ポーランド農民が流入していることに警鐘を鳴らした論文もある。ユンカー主導で国民国家ドイツは成立したのだが、その後の経済発展ないし工業化の進展は、ドイツ東部から工業地帯への労働者の移動を促進し、不足した農場労働者をユンカーがポーランド人移民で補っていた。それを指摘したウェーバーは、国民国家の境界を危うくするような経済活動をせざるをえないユンカーにはドイツの指導階級の資格はないと批判したのである。国民国家ドイツの存立と発展を最上位の価値とするウェーバーの一貫した立場の最初の表明であった。

初期著作の紹介に続いて、プロテスタンティズムの倫理（以下、プロ倫と略記）と資本主義の精神が取り上げられる。それは、資本主義を支える人々の社会的行為、すなわち投資や勤勉を駆動する資本家精神の起源が、禁欲的プロテスタンティズムにあることを示そうとしたあまりにも有名な著作であ

---

1) 第9章のタイトルは「プロテスタンティズムと資本主義」だが、「初期の著作」という節が設定されている。Giddens (1971 : pp. 120-4. = 1974 : 141-5 頁。) 参照。

る<sup>2)</sup>。この論証に疑義を呈する向きもあるようだが、重要なのは宗教倫理と経済活動を駆動する精神の関連性の仮説であり、文献的論証への疑義は別問題と言うべきであろう。ともあれプロ倫と資本主義の精神の関連性の仮説は興味深いものであり、そこから後述の世界宗教の研究が壮大なスケールで展開されていったのである。

次の第10章において方法論的な著作とよばれるのは、社会科学的な認識の主観性と客観性、価値判断と事実認識、そして理念型にかかわる諸論文である。社会科学の対象は人間活動であり、それは主観性を伴っているから、自然という対象を扱う自然科学のように客観性をもてないといった立場をウェーバーは批判し、主観性を対象とした客観的の科学は可能であると主張する<sup>3)</sup>。次に、社会科学は実践的問題、社会変革への関心に基づくべきだという立場がともすると、存在すべきものを規定する理念を社会科学に持ち込む傾向を批判する。科学は可能性や帰結を示したり理念の明確化を助けたりは出来るが、いかに決定すべきかを示すことはできない。このようなウェーバーの立場が、政治行動の心情倫理と責任倫理の議論を生んだ。帰結を自覚し覚悟して選択する責任倫理と、主観的に理念ないし価値に基づいていれば帰結はどうあれ満足であるという心情倫理は、客観性と主観性の対比をなしている。ただし、価値認識に基づく信念がないことが客観的であるということではないとウェーバーは強調したのであった。

事実認識と価値判断の対比は、客観性と主観性の対比と類似している<sup>4)</sup>。客観的な事実認識と、主観的な価値判断との区別と関連の問題だ。両者の峻別は、いわゆる価値判断排除ではなく、自らの認識の基盤になる価値の反省的自覚を導く。事実認識が価値判断によって左右されてはならないが、自ら

---

2) 「資本家「精神」の発生」と「禁欲的プロテスタンティズムの影響」という二つの節がこの紹介に充てられている。Giddens (1971 : pp. 124-32. =1974 : 145-54 頁。) 参照。

3) この段落はGiddens (1971 : pp. 134-8. =1974 : 156-61 頁。) 参照。

4) この段落はGiddens (1971 : pp. 138-41. =1974 : 161-5 頁。) 参照。

の価値は自覚した上で明確に表明し、事実認識が価値に左右されないようにしなければならない。

そのような事実認識において駆使されるのが理念型である<sup>5)</sup>。理念型は対象についての認識の実体化を回避し、一層正確な対象認識に迫るための認識のツールである。日常的にも、認識の対象についての前提的な認識は、無自覚ではあるが理念型となっており、対象と距離を取りつつ対象についての前提的な認識を精錬することによって、理念型として構成することが可能になる。その理念型と対象の認識が照合され、そこにずれがあれば理念型は改訂され、対象についての認識は精度をあげていくのである。

第11章が扱うのは、ウェーバーが経済と社会を解明していく作業を展開する際に、その冒頭に置かれるべく執筆された『社会学の基礎概念』である。そこではまず理解社会学という方法的立場が明示される<sup>6)</sup>。社会学が対象とするいかなる社会現象も人々の行為によって構成されており、それらの行為は他者との関係において相互に遂行される社会的行為である。社会的行為が含む主観的意味を解釈によって理解するという方法で、社会的行為の過程および帰結を因果的に説明しようとする科学が理解社会学なのである。主観的意味は直観によって理解されるだけではない。社会学では行為の理念型を構成することによって可能となる。それには二つの方法がある。直接的理解と説明的理解である。直接的理解では、行為の直接的観察によって、それが合理性であれ非合理性であれ理解しうる。説明的理解は、観察された行為と、行為者の主観的意味とに介在する動機連関を明証化することである。その際に、主観的適合性と因果的適合性が重要な指標となる。

そのような社会的行為が社会的関係を形成するのだが、社会的行為の理念型として4つの類型が提示された<sup>7)</sup>。目的合理的行為、価値合理的行為、感

---

5) この段落はGiddens (1971 : pp. 141-4. =1974 : 165-9 頁。) 参照。

6) この段落はGiddens (1971 : pp. 145-51. =1974 : 170-7 頁。) 参照。

7) この段落はGiddens (1971 : pp. 151-4. =1974 : 177-80 頁。) 参照。

情的行為、伝統的行為である。目的を達成するために最も適切な手段が選ばれるのが目的合理的行為であり、行為は目的を達成するために合理的に計算された手段となる。それに対して、価値合理的行為は行為自体が目的である行為で、行為の結果は度外視される。ある種の価値を前提にするならば、その行為自体が価値を体現するための合理的な手段となっているとも言える。行為が自己目的化しているのである。そしてこれら2つの合理的行為のほかに、感情に突き動かされた行為と、手段選択の自覚がない伝統に従った非合理的行為がある。

社会的関係の最も安定した形態は、人々が秩序の正当性を当然視している場合である<sup>8)</sup>。習慣、慣習、慣例などもそうだ。法律が最も典型的だが、法が成立するためには、強制装置としての政治機関が存在する必要がある。ある地域における支配団体の存立と支配秩序の効力が、行政スタッフによる物理的強制および威嚇によって保証されている場合に政治団体が成立し、政治団体が一定領域内で暴力の組織的使用を独占し、それを正当化する場合、政治団体は国家とよばれる。そこに権力による支配が成立し、その正当性の根拠によって伝統的、合法的、カリスマ的支配の3類型が成立する。

ウェーバーは階級、身分、政党を社会層の三つの次元とし、概念的に区別するが、経験的レベルでは相互に影響し合う存在と見ている<sup>9)</sup>。市場的地位にとって所有の有無が重要である。所有者層は利子生活者層と企業者層に分かれ、財産階級と営利階級が抽出される。諸個人が同一の階級の地位の中を自由に移動しうる限り、一定の社会階級が構成される。社会階級は階級意識を伴うが、そのような階級は身分と類似している。身分は社会的評価によって成立するが、当然ながら自らもそのような意識をもつからである。そして近代国家の発達、大衆政党の発展と職業政治家の発生をもたらした。以上のように、ギデンズは社会学の基礎概念を体系化し、次に、それらが適用さ

8) この段落はGiddens (1971 : pp. 154-63. =1974 : 180-9 頁。) 参照。

9) この段落はGiddens (1971 : pp. 163-8. =1974 : 190-95 頁。) 参照。

れた経済と宗教や社会との関連についてのウェーバーの業績が登場する。その大テーマこそ合理化、世界宗教、西欧資本主義の問題であった。

第12章では、世界宗教の経済倫理において宗教がどのような社会的・心理的効果を与えているのかが検討される。もちろん宗教的信念は経済倫理の形成を条件づける多様な要因の一つに過ぎないし、宗教それ自体も他の社会、経済、政治現象に大きく影響される。さて、世界宗教は合理化された宗教であり、呪術の排除によって成立した<sup>10)</sup>。霊魂は非合理であり、霊魂が集約され神になることで、社会における霊魂の存在と作用は否定される。人間が祈願、礼拝、供犠を通じて神と接する場合、そこには呪術とは区別される宗教が存在する。宗教的予言者は祭司と同等の重要性を与えられ、日々の生活から呪術を追放し、呪術からの解放過程を実現する。予言は行動を組織立て、人生に対して意識的に統一的意味をもつ態度をとるように仕向ける首尾一貫した世界観を与えようとするからであり、予言によって与えられる統一性とは、人生に対して一つの実践的方向づけを与えるものだからである。こうして宗教の合理化が進行し、世界宗教が成立した。

それでは古代インドや古代中国ではどうだったのか<sup>11)</sup>。インドでは経済も科学も発達したのだが、ヒンズー教に基づくカースト制度が職業構造を儀礼的に固定化し、経済の合理化の進展を抑制してしまった。他方、古代中国の皇帝は宗教と政治の絶対者を兼ねていたので、反抗する予言者は生まれず、発達した官僚制も近代官僚制の重要な要件を欠落させていた。経済においては、個人の起業家的活動や自由な労働力移動が極小に抑えられ、氏族集団による共同体的支配力が圧倒的に強かった。また、中国の教育は文学中心で、数学はあったが教育されなかった。儒教において最高の価値を与えられるのは教養人で、威厳をもって礼節正しく振る舞い、自己と外部世界を一致させるのを旨とした。儒教の倫理は宗教理念と現実世界との間に強い緊張を置か

10) この段落はGiddens (1971 : pp. 170-2. = 1974 : 197-200 頁。) 参照。

11) この段落はGiddens (1971 : pp. 172-8. = 1974 : 200-7 頁。) 参照。

ず、不可避なものとしての所与の秩序へ個人が調和的に適応することを重視した。合理的資本主義の発生はそのような心情的基盤の欠如によって妨げられたのである。

世俗的合理主義の浸透こそ、インドや中国にはないヨーロッパの特有な国家形態と合理的な法を実現した<sup>12)</sup>。ローマ法の伝統でもある法律的合理主義である。そして、資本制的経済秩序の進展と国家の成長拡大が密接に結び付いていた。資本計算の発達、自由な賃金労働者、経済交換への無規制、合理的原理に基づく技術の使用、経営と家計の分離、以上の経済的屬性は近代国家の合理的合法的行政管理なしには存立できない。また、官僚制国家の成長は政治的民主化の進展と密接に結び付いていた。平等を保証するために必要な行政的、法制的措置は複雑であり官僚制は不可欠であった。そこに民主制と官僚制の根源的な対立、すなわち形式合理性と実質合理性の矛盾が生じる。民主制の進展は官僚制を必要とするが、官僚制は民主制を必ずしも必要とはしない。したがって民主制において、投票によって選ばれた代表が議会に参加し、政党の政治指導者がそれを組織し、行政との緊張関係を生み出し、政治構造の官僚制化を指導者と議会が防止しなければならない。近代資本主義における官僚制の拡大は、法や政治や産業の合理化の原因であり結果でもある。しかし、形式合理性の拡大と実質的合理性の達成は矛盾を生む。効率や生産性では合理的資本主義は成果を挙げたが、合理化の結果、創造性や自由が衰えるという内在的二律背反である。

以上のように、ギデンズはウェーバー社会理論の全体像を概観した上で、それをマルクス社会理論と比較して、その意義を明らかにしようと試みる。

第13章ではマルクスの影響力という視点から検討が進められる<sup>13)</sup>。ドイツのブルジョア的自由主義の立場をとるウェーバーは、国民国家ドイツの利

---

12) この段落はGiddens (1971 : pp. 178-84. = 1974 : 207-14 頁。) 参照。

13) 第13章「マルクスの影響力」の第2節「ウェーバーとマルクス及びマルクス主義の関係」。Giddens (1971 : pp. 190-5. = 1974 : 221-7 頁。) 参照。



害を重視する。ドイツの統合を実現するための政治指導が不可欠であり、その担い手の母体となる階級の登場が期待される。しかし、前述のように土地貴族ユンカーは衰滅の方向にあり、労働者階級は未成熟で、ウェーバーが期待するブルジョアジーもまた十分な能力をもっていない。自由主義的ブルジョアジーの力の増大が、議会に権力を与え、純粋な政治指導者層を創出しようとする統治制度を発展させることはまだ夢にとどまっていた。他方で社会主義勢力は伸長しつつあったが、社会主義社会は実現しても官僚制社会になるだけであり、社会主義社会の成立を歴史の必然とする決定論図式は廃棄されるべきだとウェーバーは考えていた。観念や価値が経済的利害との関連上で分析される必要はあるが、経済的要因がすべてを決定するわけではない、技術決定論は危うい。階級対立の意義は認めるし、所有問題が根源的な意味を持つことも認めるが、階級対立は社会における利害対立の一つにすぎず、党派もまた権力の希求において利害対立の関係を生み出す。そしてやはり何よりも、事実命題と価値命題とは論理的に厳密に区別されるべきなのである。

第14章では宗教とイデオロギーという視点から検討が進められる<sup>14)</sup>。主体と対象との積極的相互媒介という弁証法の理解を前提とするなら、イデオロギーすなわち意識は、世界が個人へ働きかけ、同時に個人が世界へ働きかけるために必要な意味のまとまりを提供するとしなければならないが、マルクスは経済決定論から脱却できなかつた。イデオロギーないし理念に依拠しつつ、カリスマ的指導者は経済的利害からは自立した革新を引き起こす。すなわち、政治的権力や軍事的権力は経済的権力から必ずしも派生せず、独自の存立根拠と意義をもつことをウェーバーは強調したのである。

第15章では社会的分化と分業という視点から検討が進められる<sup>15)</sup>。マル

14) 第14章「宗教、イデオロギー、社会」の第1節「マルクスとウェーバー——「イデオロギー」としての宗教の問題」。Giddens (1971 : pp. 206-14. =1974 : 240-9 頁。) 参照。

15) 第15章「社会的分化と分業」の第3節「官僚制の問題」。Giddens (1971 : pp. 232-8. =1974 : 270-7 頁。) 参照。

クスもウェーバーも成熟した資本主義を、技術的合理性が優位を占める社会組織が宗教にとって代わる世界として特徴づける。官僚制の形式的合理性の影響に関するウェーバーの記述は、マルクスの資本主義における疎外の帰結についての説明とほぼ一致する。官僚制の形式合理性は、実質的には個性と自律性を抑圧しヨーロッパ文化の固有の価値のいくつかを侵犯する。官僚的合理性がもたらす疎外こそ、マルクスの提起した疎外問題を包括しているとウェーバーは見なしていた。

以上のように、ギデンズは1970年代初めにウェーバー社会理論の全体像を簡潔に描き出した。そして、翌年には『ウェーバーの思想における政治と社会学』(Giddens, 1972:1988)を刊行し、その社会理論が政治的イデオロギーや主張とどのように関連しているかを解明する試みを行ったのであった。

## 第2節 ウェーバーの政治学と社会理論

第1節で紹介した71年の著作では、アカデミックな業績であるウェーバーの社会理論が概観されたが、ウェーバーは自らの政治的主張や政治的見解についても積極的に表明していた。ギデンズはそれをウェーバーの政治ないし政治学と総称し、政治学と社会理論との関連についての解釈や評価をめぐる世界的な論争に参戦したのであった。60年代には、ウェーバーの著作への学問的関心がいちじるしく復活し、鋭い論争は世界に広がり、ウェーバーがナチズムの道を準備したのではないかという主張さえ出てきたし、政治学と社会理論の関連についても後者が前者のイデオロギー的表現に過ぎないとか、後者は前者とは独立した存在であるという極端な見解も登場した。ギデンズは、それらはいずれも間違っており、両者は相互に関連づけられるべきであると結論づける。著作に首尾一貫性がない、矛盾があるという批判に対して、ウェーバーの思想の連続性、首尾一貫性、本質的な統一性を示そ

うとギデンズは試みたのである<sup>16)</sup>。

1864年、国民自由党の政治家の子として生まれ、その幼年時代から少年時代を、ビスマルク指導下に国民国家ドイツが生成する過程の中で過ごしたウェーバーは、政治的関心を生涯持ち続けた<sup>17)</sup>。プロイセンが中心となって国民国家ドイツを樹立する以前は、プロイセン、南のバイエルン王国、その他の中小領邦国家の集合体であったヨーロッパの中央地域のドイツ語圏を、プロイセンの軍部将校団と文官官僚制、そして土地所有貴族（ユンカー）政治家が、対フランス戦争の勝利を契機に国民国家ドイツを樹立したのである。そして、プロイセンの半封建的専制政治体制が主導した国民国家ドイツは、19世紀の最後の数十年に急速に工業化され、市民社会の諸領域でブルジョアジーが主導権を握るようになったが、政治的にはユンカー層から成る伝統的エリート集団が統治していたのであり、国民国家の成立も宰相ビスマルクの侵略的な対外膨張政策の推進の帰結であった。そして、ウェーバーが政治に積極的な関心を示し始めた時期には、彼が共感していたブルジョアジー自由主義は、共産主義の妖怪に直面して伝統的な保守派との連携の道を選んだために退潮しつつあった。

1890年代半ばに表明されたウェーバーの政治的主張は、国際的な競争の中で国民国家ドイツがその利害を確保する国家意思をもたねばならず、そのためには強力な政治的リーダーシップが不可欠である、というものであった<sup>18)</sup>。しかし、ビスマルク引退後は皇帝とその側近にも、ユンカーにも、ブルジョアジーにも、勃興しつつあった労働者階級にも、国民の政治上の権力の価値関心を一番に尊重する政治的成熟が欠落していた。

ウェーバーはユンカーを没落しつつある階級と見なした<sup>19)</sup>。第1節でも述べたように、ユンカーに隷属していた農業労働者が工業発展で流出してしま

16) この段落はGiddens (1972 : pp. 7-9. = 1988 : 6-10 頁。) 参照。

17) この段落はGiddens (1972 : pp. 10-4. = 1988 : 10-8 頁。) 参照。

18) この段落はGiddens (1972 : pp. 54-5. = 1988 : 78-9 頁。) 参照。

19) この段落はGiddens (1972 : pp. 16-7, 28-30. = 1988 : 22-3頁, 40-2頁。) 参照。

い、ユンカーはやむなくポーランド人労働者を雇用するが、それは国境の維持すら危うくするドイツ国民国家の利害に反する振る舞いであるとウェーバーは鋭く指摘した。国民国家としてドイツは権力を維持しなければドイツ文化の維持と向上は困難であるというのが、ウェーバーの強烈な問題意識であった。そうかといって発展する資本主義を主導するブルジョア市民階級は政治的に未成熟であり、また勢力を伸張させていた労働者階級を代表すると称する社会主義勢力も評論家的な政治的素人の集まりに過ぎなかった。国民国家ドイツが権力国家となるためには工業国家にならないといけないが、そうすると土地所有制を基礎とするユンカー支配はその基盤を失い、新しい政治指導者によって交替されなければならない。しかし、ブルジョア自由主義も社会主義も未熟であり、ウェーバーは前者に期待するほかなかったが、倫理的な自由主義や民主主義はたんなる空想的立場として退けていた<sup>20)</sup>。

ウェーバーにとって、ビスマルク引退後の政治的リーダーシップの空白がもたらす最大の脅威と考えられたのが、政治的リーダーシップによってコントロールされることがない官僚制の支配であった<sup>21)</sup>。民主的諸権利の拡大は国家官僚制の拡大を必要とするが、官僚制の拡大が民主主義を必然的にもたらすわけではない。官僚制は政治的リーダーシップによってコントロールされてこそ、民主主義と両立しうる。政治的党派が政治的専門知識とイニシアティブを有する指導者に率いられるならば、大政党自体の官僚制や国家官僚制の支配を回避できよう。指導者民主主義こそウェーバーが希求した政治体制であった。ウェーバーが真剣に問うたのは、指導的階級の政治的成熟である。それなしには、官僚制化がもたらす社会の硬化には抗せない。人民投票に基づく政治的指導者が、指導的階級を基盤に登場し、官僚制と対抗しつつ、社会を指導しなければならない。そして言うまでもなく、社会は自由で

20) この段落はGiddens (1972 : pp. 18. = 1988 : 24 頁。) 参照。

21) この段落はGiddens (1972 : pp. 18-21, 21-23, 35-39. = 1988 : 25-8頁, 30-2頁, 50-6 頁。) 参照。

あり民主的でなければならない。経済的には自由で民主的な資本主義の発展が望ましく、強欲でないが勤勉な、自らの義務をはたす喜びに満ちた勤労の精神、すなわち資本主義の精神が保持される社会であるためには、官僚制化の力に抗していかねばならない。

保守党とはナショナリスティックな熱望をウェーバーは共有するものの、東部の半封建的農業構造に基盤を置く伝統的政治意識や政策は拒否されねばならなかった<sup>22)</sup>。国民自由党右派は、産業資本主義の発達の必要性を認めていながら、保守党の利害と妥協してしまい、国民自由党左派はあまりにも倫理的で政治に不可欠な権力センスを欠いていた。社会民主党はドイツの産業化の推進力としては評価できるものの、産業化によって利益を得ることや政治的権利を獲得できることを自覚せず、革命による社会主義社会の樹立を目指す点で根本的に批判されねばならなかった。社会民主党は自覚せぬまま巨大な官僚制によって支配された社会を生み出してしまうだろう、というのがウェーバーの予言であった。

新世紀になってもドイツ政治はウェーバーの期待通りにはならないままに時が過ぎた。そして1914年、ついに第一次世界大戦が勃発した。世界列強に対して国民の特質を護る全国的主張という面では肯定的であったウェーバーだが、ドイツの勝利には悲観的であり、戦後の国内政治構造の改革に関心を向けていた<sup>23)</sup>。それが1917年の「新秩序ドイツにおける議会と政府」に示されている。議会制度の権限を持たせるための必要条件の分析が行われ、議会政治の意義については、官僚に対する効果的なコントロールの可能性と政治指導者の教育の源泉を提供するところにあるとした。指導者による少数支配は近代国家の宿命であり、指導者は選挙の成功をもたらす大衆の人氣を獲得し維持するのに必要なカリスマ的資質を持たなければならない。議会はそのような指導者の過度な権力追求の防御装置として作用しうるのであ

22) この段落はGiddens (1972 : pp. 19-21. =1988 : 26-8 頁。) 参照。

23) この段落はGiddens (1972 : pp. 21-4. =1988 : 28-34 頁。) 参照。

り、そのような議会政治は普通選挙権に基礎を置く。大衆の支持を獲得する指導者の出現は、議会政治が弱いままであるならシーザー主義となってしまう危険性があるが、官僚支配に対抗するためにはそのような指導者が不可欠である。1918年末の「ドイツの将来の国家形態」には、将来のドイツ共和国の大統領は、議会によってではなく、人民大衆による人民投票で選出されるべきであると主張し、そのような条項がワイマール憲法に書き込まれることになった。

大戦末期の左右の政治的分裂、国家統一の崩壊は保守派の非妥協的姿勢、革命的なスパルタクス団の行動によるとウェーバーは考えた<sup>24)</sup>。それらの敗北の結果として民主主義的政府が誕生したが、ブルジョアジーの政治的責任は重大なものとなった。経済的機構の限定的社会化の可能性はあるが、ラディカルな社会変革は幻想であり、労働運動は資本主義国家の内部でしか将来性を見いだせないだろうし、革命政府などは戦勝国の軍事的干渉で破壊されてしまうだろう。ウェーバーにとって、政治とはすべて究極的には権力をめぐる闘争にかかわるものであり、そのような闘争に最終的結論などはない。普遍主義的な倫理的訴えに基礎を置くような政治的アプローチは無意味である。こうして晩年は、ドイツの憲法改正に関与し、ワイマール憲法草案大綱を起草し、立憲君主制から共和制へと大きな方向転換を行ったが、1920年に亡くなったのである。

以上、ウェーバーの政治的テーマを概観してきたが、それらを通じてアカデミックな著作で取り上げられるテーマや視点が定まっていたことは明らかである<sup>25)</sup>。現代社会理論の直面している課題は、自己反省的な課題、すなわち理論の母体となる社会的、政治的環境の再検討であるとするギデنزらは、ウェーバーがその社会理論を形成した時代環境、社会状況を重視する。当時のドイツの国民国家の形成の歴史が、いかに深くウェーバーの問題意識

24) この段落はGiddens (1972 : pp. 25-6. =1988 : 35-6 頁。) 参照。

25) この段落はGiddens (1972 : pp. 28-39. =1988 : 39-56 頁。) 参照。

に影響を与えていたかを知ることができよう。ブルジョアジーが政治的にも経済的にもリーダーシップを取らなければならないという政治的見解は、ブルジョア意識の歴史的源泉の探究を促進し、そこにプロ倫と資本主義の精神の研究が生れたのである。また、政治における冷静な事実認識と強烈な価値関心の不可欠さこそ、方法論的な事実認識と価値判断の峻別を唱える方法論を導いたのではなかったか。さらに、支配の社会学における支配の類型論や、官僚制の分析の背後にはウェーバーの熱い政治的関心があったと推測される。

そして逆に、政治的関心に駆動されたウェーバーの社会理論の展開は、その成熟と共に彼の政治的立場や主張の基礎となった<sup>26)</sup>。特に支配の社会学や官僚制論の深まりは、その指導者民主主義の主張を支える理論的な根拠ないし枠組みを提供することになったのである。

ウェーバーは平等化や平準化の価値も、個人の自由と自発性の価値も重視する<sup>27)</sup>。たしかにそれは悲劇的な二律背反である。だからこそ、人民投票的民主主義を官僚制化された分業の鉄の檻から近代人を部分的に救い出す唯一の方法であるとみなしたのであった。指導者民主主義のシーザー主義的危険性は承知の上で、ウェーバーはそこに活路を見いだそうとしたのである。しかしながら、それがナチズムを準備したわけではない。合理的なものとは非合理的なもの、主観的なものと客観的なものとの間の明確な二律背反に依拠する枠組みがウェーバーの議論の根底にある。支配の類型学ではカリスマの指導者が非合理的で価値創造的であり、それが官僚制的合理性と対抗するが、その価値がナチズムの提唱した価値に限定されるわけではない。

ウェーバーは国民国家を権力国家ドイツとして世界に飛躍させようとしたと批判される。しかし、当時の世界情勢の中で国民国家の利害を重視しない立場はお人好しの政治的素人にすぎないだろう。ロシアや西欧列強に抗して

26) この段落はGiddens (1972 : pp. 40-53. =1988 : 57-77 頁。) 参照。

27) この段落はGiddens (1972 : pp. 55-56. =1988 : 80-1 頁。) 参照。

独自の基盤を構築し、世界政治のなかでドイツの理念を実現するために権力国家でなければならないという思想は、たしかに際どいが、そうでなければ別の権力国家の支配下に置かれてしまったであろう。第一次世界大戦が必要であったわけではない。政治的交渉で解決できる問題もあったであろう。しかし、ドイツのヴィルヘルム II 世とその側近ユンカー貴族たちは帝国主義的戦争に冒険主義的に打って出て敗北してしまった。ウェーバーは戦争を全面的に否定するわけではないが、帝国主義は手段であって目的ではなく、「国民国家」の「国家」ではなく「国民」に重心が置かれていた。また、主民族を唱えるが、ドイツ文化の優越性を意味しているわけではなく、この点でもナチズムとは似ても似つかない<sup>28)</sup>。

たしかにウェーバーの思想は特殊な歴史的文脈に依存しており、それは理論的な定式化の論理的な弱点とも関連している<sup>29)</sup>。しかし、政治的主張と社会理論について、後者は前者のイデオロギー的表現と批判するのも、後者は前者とは無関係だと弁護するのも間違っている。ギデンズが行ったように、両者を丁寧に分析しその成果を受け継がねばならないのである。

### 第3節 ギデンズ社会理論の展開とウェーバー研究

60年代初めにレスター大学講師となったギデンズは、デュルケム論やパーソンズ論について論文を執筆しつつ、古典的な社会学者の著作を読破する作業を蓄積していた。その成果が、前述の二冊の著書、Giddens (1971) と Giddens (1972) であった。そして翌年からギデンズの世界社会論の展開が始まる。まず Giddens (1973) によって現代社会の全体的構成を把握する視点として、階級構造化の理論枠組みとエリート分析の枠組みを手に入れた。そして、この階級構造化が構造化という一般概念を生み出し、初めて構造化理論を提示したのが Giddens (1976) であった。それでは、そのようなギデ

28) 「主民族」については Giddens (1972 : pp. 56. = 1988 : 82 頁。) 参照。

29) この段落は Giddens (1972 : pp. 58-9. = 1988 : 85-6 頁。) 参照。



ンズの社会理論の展開に、70年代初めのウェーバー研究はどのように影響していたのであろうか。

まず階級構造化の理論について見てみよう<sup>30)</sup>。それは階級の実体化を回避して、階級の存在を動的に把握するための、いわば理念型の構築でもあった。階級構造の生成過程の出発点に置かれるのは市場能力の差異によって成立する集団である。市場能力の行使によって獲得しうる所得の格差が生じる。生産手段の私有が通常である産業社会すなわち資本主義社会では、まず生産手段の所有と無所有の間の格差があり、次に無所有のなかでも労働力の種類に応じて労働力購入者が評価する商品価値によって格差が生じる。生産手段の国有が通常である産業社会すなわち国家社会主義社会では、生産手段の所有と無所有の格差は原則的にありえないが、労働力の種類による格差は、言わば労働力購入者である国家機関および下部諸機関によって労働力の価値が評価されるので、生じる可能性があるということになる。そのようにして設定される集団は、その間に世代内および世代間の社会移動の開放性がどの程度あるかが問われる。当然ながら閉鎖性が高いほど、階級は実体化しやすい。それをギデンズは媒介的構造化 (mediate structuration) とよんだ。それは階級間移動の閉鎖性の程度によって生じる。世代内階級移動の閉鎖性は各階級成員の生活経験の同質化を促進し、世代間階級移動の閉鎖性はそれを再生産することになる。

次に、階級間関係の規定要因が整理される。市場能力の差異とそれがもたらす所得格差によって成立した集団は、さまざまな社会的場面で相互作用を形成し階級間関係が生じる。階級間関係の規定要因は、それらの相互作用のありかたにほかならず、ギデンズはこれを限定的ないし近接的構造化 (proximate structuration) の要因とよぶ。限定的構造化にかかわる要因として挙げられているのは、企業内部における分業関係、企業内部における権

30) 宮本 (2009) の第16章「階級構造の社会理論」に詳述。Giddens (1973: 99-117=1977: 96-116 頁。) 参照。

限関係、分配集団による影響力である。企業内部における分業とは、企業すなわち生産組織内部において職業上課せられる仕事の配分である。そこで最も重要なのは生産技術によって労働条件が区別され、異なった労働環境が形成されて成立する分業関係である。次に企業内部における権限関係とは、企業における権限の不平等配分に基づく命令と服従の関係である。最後に分配集団による影響力とは、消費において異なった形態を有する諸集団によるもので、重要なのは居住地域の差異による影響力である。これらの要因が階級関係のありかたを規定するのであり、ここにさまざまな資源に基づく階級パワーの相互関係が成立する。

『先進社会の階級構造』には以上のような階級構造化の理論枠組みだけではなく、エリートの分析枠組みについても提示されていた<sup>31)</sup>。階級を経済的階級と規定するならば、エリートは大衆との対比で成立する政治的支配階級であり、それは権限の不平等配分によって成立する。その権限とは、社会的に重要な決定をする権限であり、特定の地位に付与されている。したがって問われるべきは、どのような人々がその地位に就く可能性が高いのか、それらの人々はどのような社会関係を結んでいるのか、そしてさらにその権限に基づいてどの程度のパワーを発揮しているのかという点である。

まずエリートのパワーの規定要因から見てみよう。権限の動員は、エリートのパワーの基礎であるが、それだけでは非エリートを政治的に支配することはできない。また非エリートは権限を動員できないとしても、他の資源の動員によってエリートのパワー行使を統制することができる。このように両者が諸資源を動員してパワーを行使し合うことによって、政治的支配におけるエリートの実効的パワーが確定する。すなわち、エリートに政治的支配パワーが集中されている度合いが確定する。しかし実効的パワーの規定要因は、それだけではない。エリートの政治的支配パワーが、いかなる問題の解決の

---

31) 宮本 (2009) の第17章「国民国家の構造」に詳述。Giddens (1973 : 117-27 = 1977 : 117-27 頁。) 参照。

ために実効的に行使されうるかという、問題の範囲の広狭もまた実効的パワーのありかたを規定する。

政治的支配パワーがエリートに集中されているか、それともエリートと非エリート間に分散されているかを一方の尺度として、政治的支配パワーが実効的に行使されうる問題の範囲すなわち争点網羅性の広狭を他方の尺度として、両者をクロスさせてギデンズはエリートの実効的パワーの4類型を設定する。すなわち、集中度が高く範囲の広い独裁制的パワー、集中度は高いが範囲は狭い寡頭制的パワー、集中度は低い範囲は広いヘゲモニック・パワー、集中度も低く範囲も狭い民主制的パワーである。なお、民主制的パワーの範囲が狭いのは、個々のエリート集団ごとに多元化されているからであり、エリート集団の全体で見ると当然ながら範囲は広くなる。

エリートの地位への社会移動とエリート間の関係性についてはどうか。エリートの地位への世代内移動、さらには世代間移動の閉鎖性の度合いが高いほど、エリートは独自の集団あるいは集群として成立しうるが、再生産の要因はこれだけではない。内部の統合性の度合いもまた作用する。とくにエリート内部に社交や婚姻などによる統合性がある場合には、エリートの閉鎖性は一層強まることになろう。こうして閉鎖的で統合度の高い均質的エリート、閉鎖的だが統合度の低い確立的エリート、開放的だが統合度の高い連帯的エリート、開放的で統合度も低い抽象的エリートである。

こうして類型化されたエリートと、それが行使しうるパワーの種類を組み合わせ、ギデンズはエリート類型を作成する。支配階級（均質的ないし確立的エリートと独裁制的ないし寡頭制的パワーの組み合わせ）、統治階級（均質的ないし確立的エリートとヘゲモニックないし民主制的パワーの組み合わせ）、パワー・エリート（連帯的エリートと独裁制的ないし寡頭制的パワーの組み合わせ）、指導者集団（抽象的エリートとヘゲモニックないし民主制的パワーの組み合わせ）である。

以上で紹介したギデンズの階級構造化の理論枠組みおよびエリートの分析

枠組みの成立には、ウェーバー研究の成果が生かされている。マルクス社会理論との比較によって、階級概念の実体化を回避し、分析的な概念として再構築する方向性を把握したギデンズは、階級が生成する過程に作用する主要な要因の明確化と配置をマルクスとウェーバーの両者から学び取った。また、ウェーバーの政治的権力と経済的権力の二元的構造の視点を継承したギデンズは政治的権力の担い手であるエリートの理念型を彫琢したのであり、それによって先進社会を分析する方法的視点を手に入れた。階級構造化の起点には市場能力が据えられているが、それはウェーバーの階級概念であり、諸要因が作用して社会階級となっていくという視点もその階級論に示されていた。そしてマルクスとの対比で特徴的であった経済的権力と政治的権力との分離、国民国家の支配権力をめぐる政治的権力、すなわち党派の闘争の重視こそ、エリートという政治的権力集団の類型化の動機となっていたことは明らかである。

さて、階級構造化理論の次に76年に『社会学の新しい方法規準』でギデンズは構造化理論の提唱を開始した<sup>32)</sup>。構造化という概念は階級構造化の理論枠組みで用いた構造化という発想を継承しているが、新しい方法規準として、行為ないし相互行為と構造との関連（構造の二重性）を把握する枠組みの提示にとどまらず、二段階の解釈学という視点も打ち出していた。

構造化や構造の二重性とは、構造が行為・相互行為の条件でもあり帰結でもあること、そして条件は行為・相互行為を拘束しつつ可能にもし、帰結は構造の維持（再生産）でもあれば構造の変革（生産）であることを示している。そして、構造とは意味規則や規範（意味規則の使用や資源動員の仕方を規制する意味規則）や資源配分の事実上のシステムであること、その事実上のシステムは言葉の本当の意味でヴァーチャルなシステムであること、そして意味規則が用いられる相互行為であるコミュニケーション、規範が適用される相互行為であるサンクション、資源が動員される相互行為であるパワー

32) 宮本（2006）および宮本（2011）に詳述。

に区分されることを明らかにした。

それでは、構造化理論と同時に提唱された二段階の解釈学とは何か。社会学の対象となる社会現象を構成している行為主体である人間は、それぞれ意味づけられた状況のなかに生きている。すなわち意味の解釈図式を駆使して生きている。これを認識主体が再解釈する。たとえば社会科学が分析対象となる社会の人々の行為に付与する意味づけは、すでにそれらの人々すなわち行為主体自身が意味づけているものであり、言語化されていないだけの場合もある。また、認識主体は社会学者だけではなく行為主体もまた認識主体であり、他者と相互に意味を解釈し合い意味を表現し合っている。認識主体が社会学者であれば行為主体であれ、分析対象となる行為主体の解釈について再解釈された意味は、対象となった行為主体によってさらに解釈され、行為主体は新たな意味づけを可能にする。この場合、認識主体自身が分析対象となる場合、それは反省と呼ばれる。自分が反省によって意味を発見する場合もあれば、他者による解釈から学ぶ場合もある。ともあれ、こうして解釈された意味は行為主体に再解釈されることによって新たな行為を生み出す。社会的広がりの中での反省である。二段階の解釈学は反省と同義でもあるのだ。近代社会の反省的意識としての社会学のありかた、批判理論としての社会学の基盤がここにある。

以上のように構造化理論は既成の立場に批判的である。それは「理解社会学（解釈的社会学）の共感的批判」として提示され始めた。行為主体の主観的意味を重視する立場を認めつつ、解釈学の重視する意味規則の構造や、機能主義に見られる規範とその正当化構造やマルクス主義に見られる権力と支配構造を相互関連的に組み込んだ理論の構築が目指されたのである。またマルクス主義、機能主義、進化論的発想に批判的なのは、マルクス主義のような一元論は無意味であり、社会を実体化するある種の機能主義的議論は根拠がなく、実体化された社会が一定方向に進化するという進化論的発想も無益であるからである。なお、マルクス主義批判の主要論点は、それが政治的パ

ワーと経済的パワーの区別と関連を把握していないことに求められる。

構造化理論については、パワー概念の中心的設定に、また、二段階の解釈学にウェーバー研究の成果を見て取ることができる。まず、パワー概念についてだが、ギデنزがウェーバーの権力概念に批判的であるのは確かである。ギデنزはパワー概念を行為能力一般にまで拡張を図ったため、他者の抵抗を排してまで自らの意図を実現させるパワーに権力概念を限定するウェーバーには批判的であった。パーソンズのような集合的目標を実現するパワーも含んだ、より広いパワー概念を設定したためである。しかし、それは逆に言うならば、ウェーバーの明確なパワー概念があったからこそ、それをも含みこんだ新たなパワー概念にまで到達し得たと言うことができよう。また、ウェーバーが提起した経済的パワーと政治的パワーの二元性もパワー概念に組み込まれていた<sup>33)</sup>。

そして、認識主体が分析対象となる人々の行為を解釈し、その解釈が表現され知識として流通し、その人々自身が行う解釈に作用し変えていくという二段階の解釈学の仕組みには、シュッツを介したウェーバーの影響が見て取れる<sup>34)</sup>。シュッツはウェーバーの理念型概念を、人びとが日常的に認識において活用している類型にまで一般化し、そのような人々の認識によって専門家の理念型は基礎づけられなければならないと主張したのであったが、ギデنزはそれを批判して、専門家の産出する理念型が知識として社会に流通し、人々がそれを習得することによって従来保有していた類型に変更を加えるという循環こそ重要であると指摘したのである。

さて、80年代のギデنز『史的唯物論の現代的批判』(Giddens, 1981)、『国民国家の暴力』(Giddens, 1985)を刊行し、90年代にはサッチャーの時代および後継の保守党政府の時代から新しい労働党の時代への転換を準備す

33) 宮本 (2009 : 138-9 頁。) 参照。

34) Giddens ([1976] 1993 : pp. 29-39, 155-62, 166-8. = 2000 : 55-70, 254-64, 270-1 頁。) 参照。

る第三の道を基礎づけることになる著作『左派右派を超えて』（Giddens, 1994）を刊行し<sup>35)</sup>、そして97年の労働党政府成立の翌年に『第三の道』（Giddens, 1998）を発表し、また97年にケンブリッジ大学教授からLSE（ロンドン大学経済学政治学学院）総長に転身し、ニューレイバーのブレア政権のブレーンとなった。21世紀になってからは、第三の道の系列の研究をさらに進め、第三の道の諸政策をさらに検討し改善していくための作業を進め<sup>36)</sup>、ブレアより一代貴族に任じられて上院議員も経験した。

『史的唯物論の現代的批判』はマルクス主義のパワー論が所有に基づくものに偏向しており、社会変動論も経済的要因を偏重した解釈図式に陥っていることを批判し、軍事的なパワーをも含む政治的パワーのあり方や作用を重視した全体社会論や社会変動論を、世界システム論の知見をも継承しつつ提示したものであり、そして4年後の85年にその第2巻として出された『国民国家と暴力』は、第1巻の内容を一層洗練されたものに仕上げられており、近代のグローバル化された社会における国民国家の対内的および対外的特性を、資本主義および産業主義への対応という側面と、国民国家の統治や運営における監視と暴力という側面とに区分して把握し、それぞれの側面に労働運動や環境運動、民主主義運動や平和運動を対置させていた<sup>37)</sup>。国民国家の多重性ないし二重性という視点は、ウェーバーがマルクス主義の経済的次元への偏向を批判して打ち出した政治的パワーの自律性を継承し発展させたものなのであった。そして、世紀末から新世紀にかけての先進的な国民国家の直面する課題を第三の道という方向で対応しようと『第三の道』にまとめることもしたのであったが、そのような方向性はまさにウェーバー自身の問題関心であり知的実践でもあった。ウェーバー同様ギデンズも、社会理論の構築を背景に、果敢に政治的な場に参加していったのである。

35) 宮本（1998）の第5章「ラディカル・ポリティックスの時代」に詳述。

36) 『第三の道』とその後の展開については宮本（2007）参照。

37) 宮本（1998）の第2章「社会変動と国家パワー」に詳述。

## おわりに

本稿が明らかにしたのは、ギデンズ社会理論の展開におけるウェーバー研究の重要性である。それは筆者のギデンズ研究の中では、ギデンズ社会理論の全体像と可能性の提示に重点を置いてきたため、これまで詳細に明示したことはなかったが、本稿においてギデンズのウェーバー研究の成果を紹介することができ、さらにはまた、それらがいかにギデンズ社会理論のその後の展開に深く関連しているかを再確認することができた。

なお、社会理論の中心問題と本稿が考えるのは、いわゆる一般理論すなわち基礎概念の体系的構成をいかに組み上げるかという問題と、全体理論すなわち近代化というメガトレンドを基軸にした社会変動論ないし近代および現代社会論をいかに構築するかという問題に他ならない。ギデンズは前者にパワー概念を基軸にした構造化理論、後者に階級とエリートの構造的把握を前提にした国民国家論や近代化論を提示したのであり、それらが自らのウェーバー研究の成果に基礎づけられていたことは本稿によって明らかにされた。さらに、90年代半ばから政治的实践に深く関与していったギデンズには、果敢に政治に関わったウェーバーの姿が強く影響していたのではないかと推測するのも、的外れなこととは言えないだろう。

## 参考文献一覧

- Giddens, A., 1971, *Capitalism and Modern Social Theory*, Cambridge University Press. (=1974, 犬塚先訳『資本主義と近代社会理論』研究社。)
- , 1972, *Politics and Sociology in the Thought of Max Weber*, The Macmillan Press. (=1988, 岩野弘一・岩野春一訳『ウェーバーの思想における政治と社会学』, 未来社。)
- , 1973, *Class Structure of Advanced Societies*, Hutchinson. (=1977, 市川統洋訳『先進社会の階級構造』1977年, みすず書房。)
- , [1976] 1993, *New Rules of Sociological Method*, 2<sup>nd</sup>. ed., Polity Press.



- (=2000, 松尾精文ほか訳『社会学の新しい方法規準 [第二版]』, 而立書房。)
- , 1979, *Central Problems in Social Theory*, The Macmillan Press. (=1989, 友枝敏雄ほか訳『社会理論の最前線』, ハーベスト社。)
- , 1981, *A Contemporary Critique of Historical Materialism*, The Macmillan Press.
- , 1984, *Constitution of Society*, Polity Press.
- , 1985, *Nation-State and Violence*, Polity Press. (=1999, 松尾精文・小幡正敏訳『国民国家と暴力』而立書房。)
- , 1990, *The Consequences of Modernity*, Polity Press. (=1993, 松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か? モダニティの帰結』而立書房。)
- , 1994, *Beyond Left and Right: The Future of Radical Politics*, Polity Press. (=2002, 松尾精文・立花隆介訳『左派右派を超えて』而立書房。)
- , 1998, *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity Press. (=2002, 佐和隆光訳『第三の道』日本経済評論社。)
- , 2000, *The Third Way and its Critics*, Polity Press. (=2003, 今枝法之・千川剛史訳『第三の道とその批判』晃洋書房。)
- 宮本孝二, 1998, 『ギデンズの社会理論——その全体像と可能性』八千代出版。
- , 2006, 「ギデンズの社会学」新睦人『新しい社会学のあゆみ』有斐閣。
- , 2007, 「『第三の道』の社会理論」『桃山学院大学社会学論集』41 卷 1 号。
- , 2009, 『社会理論 25 講』八千代出版。
- , 2011, 「構造化理論 A. ギデンズ『社会学の新しい方法規準』(1976)」井上俊・伊藤公雄編『社会学ベーシックス別巻: 社会学的思考』世界思想社。
- , 2012, 「ギデンズとサッチャリズム——社会理論と社会変動」『桃山学院大学社会学論集』46 卷 1 号。

## Anthony Giddens' Studies on Max Weber's Works : Central Problems in Social Theory

MIYAMOTO Koji

Anthony Giddens published *Capitalism and Modern Social Theory* in 1971 and *Politics and Sociology in the Thought of Max Weber* in 1972 on the base of his studies on Weber's works. This paper, which is a part of my research project *Giddens and Sociologists*, aims to examine how Giddens used products of his studies on Weber's works in constructing his social theory since 1973. First, introducing his interpretations of Weber's works in *Capitalism and Modern Social Theory*, I depict the entire structure of Weber's social theory. Second, introducing his examination of relationships between Weber's political ideology shown in his political works and social theory shown in academic works, it will be made clear that the strong interest in contradictions brought by economic and political rationalization was consistent in his politics and sociology. Third, I research how Giddens has tackled central problems in social theory by learning much from Weber's social theory and politics.

Keywords : Anthony Giddens, Max Weber, power, capitalism, nation-state